

墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年9月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第45号

墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を
改正する条例

墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和59年墨田区
条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「第29条」を「第30条」に、「第30条 第31条」を「第31条・第
32条」に改める。

第2条第3号中「、自転車」を「自転車」に改め、同条第6号中「第15条の規定
による」を「第15条第1項に規定する」に改め、同条第7号中「第16条の3の規
定による」を「第16条の3第1項に規定する」に改め、同条第8号中「利用者が」
の次に「公共の場所に置かれた」を加え、「本人がこれを」を「これを直ちに」に改
める。

第6条中「大量の」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の施設を設置し、又は管理する者は、自転車の整理員を配置し、施設利用者
に対し自転車の適正な駐車を呼び掛けるとともに、施設周辺に放置された自転車が
一般の通行に支障を来すおそれがある場合には、適切な措置を講ずるよう努めなけ
ればならない。

第7条中「自転車の販売」を「その販売」に、「防犯登録の勧奨に努める」を「自
転車が安全で適正に利用されるよう必要な措置を講ずる」に改める。

第8条第1項中「公共の場所に」を削り、同条第2項中「自転車の見やすいところ
に住所及び氏名を明記するとともに、防犯登録をするように努めなければ」を「防犯
登録をしなければ」に改める。

第10条第3項中「前2項」を「第1項又は前項」に改め、同項を同条第4項とし、
同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次
に次の1項を加える。

2 自転車の利用者は、放置禁止区域内において自転車を放置してはならない。

第11条中「放置禁止区域内に」の次に「おいて」を、「当該自転車を」の次に
「直ちに」を加える。

第12条第1項中「の公共の場所に」を「において」に改める。

第13条第2項中「確認が」を「確認することが」に改め、同条第4項中「の確認」を「を確認すること」に改める。

第16条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号中「定める」を「掲げる」に改める。

第16条の2第1項第1号中「1箇月」を「1か月」に改め、同条第3項中「の制限を」を「を制限」に改め、同条第6項中「第2項の」の次に「規定による」を加える。

第17条の見出し中「不適正使用自転車」を「不適正利用自転車」に改め、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第18条中「基づき」を「より」に、「商業地域及び近隣商業地域」を「全域」に改める。

第19条第1項中「20台」を「10台」に、「場合に」を「場合には」に、「以内の」を「以内で自転車の利用者が駐車しやすい」に改め、同項の表遊技場の項中「遊技場」の次に「及びカラオケボックス」を加え、同表スーパーマーケットその他の大規模小売店舗の項中「スーパーマーケットその他の大規模小売店舗」を「百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗及び飲食店」に、「400平方メートル」を「200平方メートル」に改め、同表百貨店の項を削り、同表銀行等金融機関の項中「500平方メートル」を「400平方メートル」に改め、同表に次のように加える。

学習施設並びに教育及び趣味等の教授を目的とする施設	教室面積が300平方メートルを超えるもの	教室面積に対して、15平方メートル（教室面積のうち5,000平方メートルを超える部分の面積に対しては、30平方メートル）ごとに1台
スポーツ、体育及び健康の増進を目的とする施設	運動場面積が500平方メートルを超えるもの	運動場面積に対して、25平方メートル（運動場面積のうち5,000平方メートルを超える部分の面積に対しては、50平方メートル）ごとに1台
病院及び診療所	診療施設面積が300平方メートルを超えるもの	診療施設面積に対して、15平方メートル（診療施設面積のうち5,000平方メートルを超える部分の面積に対しては、30平方メートル）ごとに1台

第19条第2項中「の合計が」を「、教室面積、運動場面積又は診療施設面積（以下「店舗等面積」という。）の合計が」に、「当該店舗面積」を「当該店舗等面積」

に、「店舗面積の合計に」を「店舗等面積の合計に」に改め、同条第4項中「店舗面積」を「店舗等面積」に改める。

第20条各号列記以外の部分中「の各号」及び「（第24条の規定に該当するものを含む。）」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同条第2号中「すべて」を「全て」に、「20台」を「10台」に改める。

第22条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条ただし書中「第1号」の次に「の規定」を加え、同条第1号中「自転車駐車場の規模は、1台につき」を「自転車1台当たりの駐車面積が」に改め、同条第2号中「が確保され、かつ、自転車が有効に駐車できる」を「及び自転車の適正な駐車が確保される」に改める。

第23条第1項第2号中「店舗面積」を「店舗等面積」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第24条を削る。

第24条の2第1項各号列記以外の部分中「基づく」を「よる」に改め、同項第4号中「第19条」を「第19条第1項」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第24条とする。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当する施設については、規則で定めるところにより、付置義務自転車駐車場の設置を免除し、又はその規模を変更することができる。

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校であって、自転車による通学が学則等で禁じられ、かつ、自転車の放置を防止するための方策が講じられているもの

前号に掲げるもののほか、自転車駐車場を設置しないこと、又はその規模を変更することに特別な理由があると区長が認める施設

第25条中「第19条又は第20条の規定により設置された自転車駐車場」を「付置義務自転車駐車場」に、「当該自転車駐車場」を「当該付置義務自転車駐車場」に改める。

第26条第1項中「当該職員をして施設」を「その職員に、施設」に改める。

第31条を第32条とし、第30条を第31条とし、第29条を第30条とする。

第28条第1項中「前条第1項」を「第27条第1項」に改め、同条を第29条とし、第27条の次に次の1条を加える。

(公表)

第28条 区長は、施設又は自転車駐車場の所有者又は管理者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を公表することができる。

第26条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

前条第1項の規定による区長の命令に従わないとき。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条から第20条まで及び第23条第1項第2号の改正規定、第24条を削る改正規定並びに第24条の2に1項を加え、同条を第24条とする改正規定並びに次項の規定は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第18条から第20条までの規定は、平成26年4月1日以後に施設の新築又は増築に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知（以下「確認申請等」という。）をするものについて適用し、同日前に施設の新築又は増築に係る確認申請等をするものについては、なお従前の例による。